

第 6 9 号議案

足立区特別区税条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特別区税条例等の一部を改正する条例

第 1 条 足立区特別区税条例（昭和 3 9 年足立区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 1 7 条中「第 1 2 項まで」を「第 1 1 項まで」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第 7 項及び第 1 2 項」を「第 6 項及び第 1 1 項」に改める。

第 1 9 条第 1 項各号列記以外の部分中「金銭」の次に「で規則で定めるもの」を加える。

第 2 3 条第 1 項中「第 3 1 4 条の 2 第 5 項」を「第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改める。

第 2 4 条の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 2 4 条の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 4 9 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、1 本当たりの重量が 0. 7 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもつて紙巻たばこの 0. 7 本に換算するものとする。

第 4 9 条第 4 項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第51条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第51条の3第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第51条の3第1項中「第51条第2項」を「第51条第3項」に改める。

付則第2条の2中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「おける特例基準割合」を「おける延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

付則第4条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

付則第4条の4中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則第10条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

付則第11条第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」

に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に、「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改め、付則に次の3条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第16条 第5条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第17条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第19条の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第18条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 足立区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第49条第2項中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」

を「1本」に改める。

第3条 足立区特別区税条例等の一部を改正する条例（令和元年足立区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の改正規定を削る。

付則第1条第3号を次のように改める。

（3） 削除

付則第2条第1項及び第2項並びに第3条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

付則第4条を次のように改める。

第4条 削除

付則第5条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第4条 足立区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成29年足立区条例第43号）の一部を次のように改正する。

付則第2条第2項及び第4条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第5条 足立区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成30年足立区条例第36号）の一部を次のように改正する。

付則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中足立区特別区税条例第49条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに付則第4条の規定
令和2年10月1日

（2） 第1条中足立区特別区税条例第10条第1項第2号、第17条及び第23条第1項ただし書の改正規定、同条例付則第2条の2及び第10条第1項の改正規定、同条例付則第11条第3項の改正

規定（「第 35 条の 2」を「第 35 条の 3」に改める部分に限る。）
並びに同条例付則に 3 条を加える改正規定（付則第 17 条及び第 18 条に係る部分に限る。）並びに次条並びに付則第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定 令和 3 年 1 月 1 日

（3） 第 2 条及び付則第 5 条の規定 令和 3 年 10 月 1 日
（延滞金に関する経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の足立区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則第 2 条の 2 の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（区民税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の区民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和元年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 10 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）、第 17 条及び第 23 条第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

3 令和 3 年度分の個人の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第 23 条第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦（旧法第 314 条の 2 第 3 項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第 292 条第 1 項第 12 号に規定する寡夫である第 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

4 新条例第 24 条の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施

行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第24条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用する。

(たばこ税に関する経過措置)

第4条 付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

第5条 付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。